

可児市指定給水装置工事事業者指定申請書類(新規・更新・変更等)一覧

様式	書類	新規	更新(継続)	変更				主任技術者の 選任、解任	廃止 休止 再開
				(法人) 名称、所在地 及び代表者	(個人) 住所、氏名及 び屋号	法人の役員 (取締役、監査 役等)の氏名	主任技術者の 氏名又は主任 技術者が交付 を受けた免状 の交付番号		
様式第1	指定給水装置工事事業者指定申請書	○	○						
様式第2	誓約書	○	○	○(注4)	○(注4)				
様式第6	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	○	○(注3)					○	
別表	機械器具調書 (注2)	○	○						
様式第4	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書		○(注3)	○	○	○	○		
様式第5	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書								○
	指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書		○						
【添付書類】	給水装置工事主任技術者免状の写し	○	○				○	○(選任)	
	給水装置工事主任技術者登録証の写し (注1)	○	○				○	○(選任)	
	事務所全景・事務所内・資機材倉庫等の写真	○	○	○(注5)	○(注5)				
	機械器具の写真 (注2)	○	○						
	法人の場合	定款の写し(原本証明必要)	○	○	○				
		登記簿謄本(3ヶ月以内の原本)	○	○	○		○(注6)		
個人の場合	住民票(3ヶ月以内の原本)	○	○		○				
届出期限等		指定を受けようとするとき	更新案内文書による	変更のあった日から30日以内				(指定条件に該当の場合)当該事由が発生した日から14日以内。これ以外は、遅滞なく	廃止の日から30日以内 再開から10日以内

(注1) 本人確認(写真)ができる給水装置工事主任技術者登録証又は、運転免許証等の写し

(注2) 機械器具 ア 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

※(ア・イ・ウ・エの機械器具は、必ず必要ですので機械器具調書に記入すること)

機械器具調書に記載したすべての機械器具が確認できる写真を添付。

(注3) 更新時に、必要な場合有(更新の案内文書参照)

(注4) 法人の代表者、個人の氏名の変更の場合は、添付。

(注5) 所在地の変更または住所の変更の場合は、添付。

(注6) 就任、辞任等の日付が全てわかる登記簿謄本、閉鎖登記簿謄本を添付。